| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＪＸエネルギー株式会社<br>水島製油所Ｂ工場 | 岡山県倉敷市潮通二丁目一番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十八年三月二十五日 | |
| 荒川化学工業株式会社<br>水島工場 | 岡山県倉敷市松江四丁目一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十八年三月二十八日 | |
| ＪＸエネルギー株式会社<br>麻里布製油所 | 山口県玖珂郡和木町和木六丁目一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十八年三月二十八日 | |
| 三井化学株式会社<br>大阪工場 | 大阪府高石市高砂一丁目六番 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十八年三月三十日 | |
| 株式会社ダイセル<br>姫路製造所　網干工場 | 兵庫県姫路市網干区新在家千二百三十九番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十八年三月三十日 | |

**○経済産業省告示第百七十七号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年六月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

表中東北経済産業局長の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 九州経済産業局長 | 中小企業経営支援等対策費補助金（商店街にぎわい創出事業に限る。） |

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○経済産業省告示第百七十八号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

| 登録番号 | 氏　名 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 415431 | 東　勉 | 415432 | 江波戸良光 |
| 415433 | 津田　幸則 | 415434 | 桂　悠二 |
| 415435 | 島屋　祥貴 | 415436 | 井上　和成 |
| 415437 | 小澤　徹 | 415438 | 平尾　吉邦 |
| 415439 | 村田　善弘 | 415440 | 川口　和貴 |
| 415441 | 後藤　健次 | 415442 | 小坂　真義 |
| 415443 | 長谷部祐二 | 415444 | 佐藤　信治 |
| 415445 | 早川　淳一 | 415446 | 小金澤　勝 |
| 415447 | 角　嘉一郎 | 415448 | 小口　徹 |
| 415449 | 森田　佳祐 | 415450 | 柳田　覚 |

**○経済産業省告示第百七十九号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年六月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

| 登録番号 | （変更後） | （変更前） |
|---|---|---|
| 406517 | 小南記美子 | 大堀記美子 |
| 410688 | 杉山　瑠美 | 石井　瑠美 |
| 414178 | 山田　望 | 福田　望 |

**○経済産業省告示第百八十号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

| 登録番号 | 氏　名 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 215446 | 小谷　貞夫 | 215463 | 川田　賢司 |
| 215482 | 坪田　充弘 | 403582 | 原山　洋一 |
| 403790 | 滝沢　重雄 | 403931 | 陣内　充則 |
| 408602 | 大瀧慎太郎 | 409096 | 關本　昌宏 |
| 409103 | 水谷　康夫 | 409118 | 坂田　真我 |

**○経済産業省告示第百八十一号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

| 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|
| 403968 | 渡邉　敏 |

**○国土交通省告示第八百二十三号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表の（三）項の（は）欄の規定により、次に掲げる者が行う講習を、登録防火設備検査員講習として登録したので、同規則第六条の十四において準用する同規則第三条の二十八の規定により、公示する。

平成二十八年六月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　登録年月日　平成二十八年六月一日

㈡　登録番号　登防講第１号

㈢　氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会

㈣　住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号

㈤　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男

㈥　登録防火設備検査員講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会

㈦　登録防火設備検査員講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号

㈧　登録防火設備検査員講習事務を開始する年月日　平成二十八年六月一日

**○国土交通省告示第八百二十四号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年六月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事（右岸：宮城県大崎市三本木蕨袋字古鹿島地内から同市三本木蕨袋字東谷地地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県大崎市三本木蕨袋字古鹿島、字大谷地、字長堀、字筒向及び字東谷地並びに古川米袋字境及び字多田川地内

２　使用の部分　宮城県大崎市三本木蕨袋字長堀及び古川米袋字境地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県大崎市古川師山字庚申地内から同市古川西荒井字東田地内までの一級河川鳴瀬川水系多田川（以下「多田川」という。）左岸の延長3.5kmの区間及び同市三本木上伊場野字新逆川地内から同市三本木高柳字横江地内までの多田川右岸の延長3.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。